

## パブリックコメントで頂いた御意見の概要及び回答

※提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。

	意見内容	回答
1	<p>現状、廃棄物にPRTRの第一種指定化学物質が含まれることが委託契約書に書かれていない場合、再度契約書を結び直す必要があるのか？また、該当物質の廃棄がなくなった場合も、契約書の結び直しが必要なのか？PRTR該当の有無で新しい契約書が必要となれば、事業者にとっては大きな負担となる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、施行の際、現に締結されている委託契約については、当該契約の更新までの間は、改正前の規定を適用することとします。</p>
2	<p>委託契約書に含まれるべき事項の追加について、処理の安全確保のため非常に有効な対策と思われるが、対象となっている第一指定化学物質等取扱事業者との過去契約の変更が困難と予想される（排出事業者側が自ら処理業者側に申し出てくれるか、取引ごとに漏れなく追記・覚書対応ができるか、その件数が膨大になる恐れ、など）。そういった点で『施行日以降の締結日の契約が対象』となるようであれば、混乱なく業界へ浸透すると思われる。</p>	
3	<p>改正案では、産業廃棄物処理委託契約書に「当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合を追加する」ことが提案されています。この点については、産業廃棄物の特性をより明確にするために重要であると考えます。しかし、契約時に想定していなかった物質が新たに発生した場合、再契約を求めるのではなく、排出事業者から処理委託業者への通知と委託処理業者の合意によって処理を進められる仕組みを整えることが重要です。</p> <p>廃棄物の適正な処理は、環境保全や事故防止の観点から極めて重要です。特に、廃棄物は速やかに処理されなければ、環境汚染や事故のリスクが高まります。再契約のための時間的な余裕がない場合、迅速な対応が求められる状況において、現提案の制度では適切な処理が困難になる恐れがあります。このため、契約の柔軟性を持たせることが、結果的に環境保護につながると考えます。</p> <p>以上の理由から、契約時に想定していなかった物質に関しては、再契約を不要とし、通知と合意に基づく処理が可能となるよう、改正案に反映していただくことを強く希望いたします。</p>	<p>廃棄物処理の委託契約の有効期間中に、契約外の物質の混入等に伴い、廃棄物情報が契約締結時の内容から変更が生じた場合、変更情報が廃棄物処理業者に適切に提供されなければ、事故等につながるおそれがあります。</p> <p>また、廃棄物の性状等に変更がある場合は、排出事業者から処理業者へ速やかに委託契約書の添付書類としてのWDSを再通知することが適当であり、提供された情報を基に、処理業者は適正処理が可能かどうかや、処理方法の変更が必要かどうかを判断し、処理方法を変更する場合には、契約変更を行う必要があると考えております。</p>
4	<p>平成25年『廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）』と、『化学物質管理法』の移動量管理との整合性をとったと思われるが、第一種指定化学物質であれば1重量%以上含まれる製品が産業廃棄物となった場合の含有物質の割合の記載を追加することになり、溶剤で希釈された場合などでは「合理的に想定できる第一種指定化学物質の上限重量%」とするなど、許容できる幅や限度での記載を認めないと運用は困難と思われる。</p>	<p>委託契約書に記載する第一種指定化学物質の割合については、原則2桁とし、例えば、「PRTR排出量等算出マニュアル第5.1版 第1部 基本編」1ー46等において記載されている、原材料等に含まれる対象物質の含有率、実測による含有率を活用することは可能と考えており、上記を含む具体的な算出方法等の周知を徹底するとともに、WDSガイドラインに記載する予定です。</p>
5	<p>塗料残品や洗浄に使用した塗料用シンナーなどが混在するような廃棄物(廃油)を委託する場合、混合物として数種類の指定化学物質が含まれている場合が多々あります。そのため、廃棄する塗料種やシンナー種によって廃棄物内の当該物質の種類と割合は契約時に固定できず、変動を伴うものとなります。この場合、契約の際に追加する当該物質の名称については混入する可能性のあるものすべてを書いてもよく、量又は割合については前年の廃棄割合などの合理的データから1缶当たりの当該物質の種類と割合を一定のものとし、またはある程度の範囲幅を示すことが出来るようにするなど割合変動を伴う廃棄については、分析等の高額な費用が掛からない方法でできるよう契約書への記載内容を配慮・例示いただきたい。</p>	
6	<p>改正案では、産業廃棄物処理委託契約書に「当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合を追加する」ことが提案されていますが、「当該物質の名称及び量又は割合」の「割合」については、廃棄物の種類ごとに含まれる可能性のある物質としての範囲表示を認めるべきであると考えます。</p> <p>廃棄物は一般的に不要物の混合物であり、その成分は多様で、各物質の濃度は一定とはなりません。このため、特定の物質の濃度を予め示すことは非常に困難であり、実際の廃棄物の特性を正確に反映することができない恐れがあります。従いまして、物質の「割合」に関しては、具体的な濃度を示すのではなく、含有される可能性のある物質の範囲を広く設定し、契約書においてその旨を明記することが望ましいと考えます。</p> <p>このようにすることで、産業廃棄物の特性に応じた柔軟な対応が可能となり、適切な処理を促進することにつながると考えます。また、環境保全の観点からも、廃棄物処理の迅速化と適正化が図られることを期待しております。</p> <p>以上の理由から、改正案における「当該物質の名称及び量又は割合」の取り扱いについて、より柔軟な範囲表示の認可をお願い致します。</p>	
7	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令において、化管法第一種特定化学物質量の割合が1%以上、特定第一種特定化学物質量の割合が0.1%以上廃棄物に含有する場合は、委託契約書に当該物質の名称及び量または割合を追加することのご検討であります。塗料製造業界におきましてはその都度廃棄する塗料やシンナーの種類が異なることが一般的です。よって、毎回、処分する廃棄物容器内容物ごとに異なる化管法対象物質と質量の割合について、前もって規定値を委託契約書に記載しなければ委託ができないのであれば、委託時に毎回契約を締結する必要があり、現状の廃棄物処理の実態と比較して迅速かつ適切な廃棄物処理の運用が悪化することが予想され、現実的には極めて困難であると考えます。また、廃棄物容器内容物ごとに化学物質の分析をしなければ、正確な質量割合を検証することが困難となり、さらに迅速な廃棄物処理が困難となることが懸念されます。また、本件は塗料メーカーだけでなく顧客である塗装業界も同様であり、本検討案における廃棄物処理の運用に甚大な影響を及ぼすことが予想されます。つきましては、現状における廃棄物処理の実態を鑑みたと、当該事業所が取り扱う化管法対象物質の種類と含有量を幅広く記載が可能とか、当該事業所の直近の化管法届出(廃棄に伴う移動量)の実績を契約書に反映可能で大きな変化がない限りは契約の変更は不要、または複数年間に1回直近の化管法届出実績に基づき契約を更新するなど、現実的な運用方法にて対処可能なご提案を強く希望します。</p>	
8	<p>「委託契約書に含まれるべき事項として、『委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合』を追加する。」としているが、一般的に塗料製造時に発生する廃棄物は不要なものを集積したもので、様々な品種を製造している工場建屋から排出されたものの混合物となっているため、これに含まれる化学物質の割合はその生産品目、量によって大きく左右されます。そのため、化学物質の割合については一定しておらず、都度変動するものです。</p> <p>つきましては、これらの割合について具体的なピンポイントの濃度を契約時に記載することは現実的ではなく、毎回処分する廃棄物の内容物ごとに異なる化管法対象物質と質量の割合について、前もって規定値を委託契約書に記載しなければ委託ができないのであれば、委託時に毎回契約を締結する必要があり、現状の廃棄物処理の実態と比較して迅速かつ適切な廃棄物処理の運用が悪化すると予想され、現実的には極めて困難であると考えます。また、廃棄物の内容物ごとに化学物質の定量分析をしなければ、正確な割合を確定することが困難であり、迅速な廃棄物処理が困難になることが大いに懸念されます。よって、含有される可能性のある化学物質の範囲を幅広く設定して契約書に明記することが適当と考えております。</p> <p>このような対応をとることが可能であれば、廃棄物の成分分析に掛かる多額の費用や、結果が出るまでの待機時間は不要となり、廃棄物をこれまで通り迅速かつ適切に処理することが可能になると考えられますので、現状における廃棄物処理の実態を鑑みたと、改正案の「当該物質の名称及び量又は割合」については幅広く記載ができるよう現実的な運用を認めていただけることを切望いたします。</p>	
9	<p>廃棄物排出業者は取り扱う産業廃棄物の成分を1%のオーダーで把握しているのか?処理業者も同様、実務的には対応不可能。</p>	

10	<p>・廃棄物の均一性が確保されない場合はどうするのか？</p> <p>・廃棄物の委託ロット毎に分析情報は告示されるのか？</p> <p>・一次マニフェストから二次処理、三次処理と分析する場合各々の分析は誰がやるのか？分析時間を要する場合の保管はどうするか？費用は誰？</p> <p>各工程の物順が分離される場合はどうするか？</p> <p>・具体的な手順、手続きを明示してほしい(ケーススタディ)</p>	<p>委託契約書に記載する第一種指定化学物質の量又は割合に一定程度の幅を持たせるとともに、原則2桁とし、例えば、「PRTR排出量等算出マニュアル第5.1版 第1部 基本編」1-46等において記載されている、原材料等に含まれる対象物質の含有率、実測による含有率を活用することは可能と考えています。</p> <p>いずれにしても、産業廃棄物のロットごとの分析を求めるものではありません。上記を含む具体的な算出方法等の周知を徹底するとともに、WDSガイドラインに記載する予定です。</p>
11	<p>処理委託物品を例えば「廃油」としていたものでも第一種指定化学物質の含有の違いからマニフェストを複数枚に分け、管理する必要があることや、処理委託物品にも同様の識別を施すことになれば業務が煩雑になり、実効性が希薄になる要因になりはしないか。</p> <p>また、この場合においても罰則を適用することは(基本的には)馴染まないと思われる。</p>	<p>マニフェストにおける「種類」とは、法第2条第4項及び令第2条に規定する産業廃棄物の種類を原則とします。法の規定において、第一種指定化学物質の含有の違いから、マニフェストを分けなければいけないという規定はなく、事業者がどのように廃棄物を管理するかは自身の判断に委ねられます。</p>
12	<p>処理委託物品を例えば同じ「廃酸」(イメージしてるのは離型剤としてのシリコーンエマルジョンを水で希釈したもの)でも含有される第一種指定化学物質の種類や含有量が違えば当然、マニフェストを廃棄物の物性をもとに複数枚に分け、管理する必要があることや、処理委託物品にもマニフェストに対応する識別(例えばマニフェスト番号を付す、名称を記載する、など)を施すことになれば委託する側、される側の業務が煩雑になり、省令の実効性が希薄になりはしないか。</p>	
13	<p>廃棄物に含まれる『化学物質管理法』の第一種指定化学物質の含有量・割合を合理的に示すのは、廃棄物の内訳、物性を把握する排出事業者しか知り得ないが、取扱量が少ないことから『化学物質管理法』の「第一種指定化学物質取扱事業者」とはなり得ない中小事業者が移動量を都度、把握するのは「合理的に想定できる第一種指定化学物質の上限重量%」など柔軟な運用をしないと(かなり)困難であると思われる。</p>	<p>今回の規則改正により、第一種指定化学物質情報を伝達しなければいけない者となるのは、第一種指定化学物質等取扱事業者のみです。</p>
14	<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)第一種指定化学物質を多く取り扱う企業にとって、第一種指定化学物質に関する情報を委託契約書へ記載することとなった結果、実際に廃棄する場面での当該物質含有の有無の確認をするなどの管理が煩雑となる可能性があります。</p> <p>本改正案の本質を損なわず、かつ製造業での過剰な業務負担とならないよう以下の提案をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の種類ごとの年間排出量が1トン未満のものは対象外とする。</li> <li>・廃棄物の種類ごとに、排出量の多い第一種指定化学物質を順に3物質までは必須、4物質以上からは任意の記載とする。</li> <li>・委託契約書に記載する第一種指定化学物質の量又は割合に範囲を持たせることを可とする。</li> </ul> <p>ご検討よろしくお願いたします。</p>	<p>御指摘を踏まえ、委託契約書に含まれるべき事項として、化管法第5条に基づき排出量又は移動量を把握した第一種指定化学物質の情報を対象とします。</p> <p>また、委託契約書に記載する第一種指定化学物質の量又は割合については、原則2桁とし、例えば、「PRTR排出量等算出マニュアル第5.1版 第1部 基本編」1-46等において記載されている、原材料等に含まれる対象物質の含有率、実測による含有率を活用することは可能と考えており、上記を含む具体的な算出方法等の周知を徹底するとともに、WDSガイドラインに記載する予定です。</p>
15	<p>改正の内容において、第一種指定化学物質等取扱事業者が受託者である場合には、委託契約書に含まれるべき事項として、「・・・その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合」を追加する。</p> <p>とあるが、第一種指定化学物質量の割合に関係なく、第一種指定化学物質等取扱事業者が受託者である場合には同内容を追加してもらいたい。</p>	<p>健康や環境に影響を与える可能性がある化学物質の工場等からの移動量等を把握・届出するPRTR制度で、届出が義務付けられている事業者が把握している第一種指定化学物質の移動量等の情報を、廃棄物処理業者に提供することで、廃棄物処理工程から化学物質が環境中へ流出することがない、適正な処理につながると考えております。</p>
16	<p>第一種指定化学物質量の割合や特定第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合は委託契約書WDSの情報に明記すればよいと考察します。</p>	<p>これまでWDSの活用により、適正処理のための情報伝達を促してきたところですが、WDSが委託契約書の添付書類となっている場合に、産業廃棄物に含まれ又は付着している第一種指定化学物質に係る情報をWDSに記載することで、廃棄物処理法の委託基準を満たすものと承知しております。</p>
17	<p>今回の廃棄物処理法省令改正の目的については、環境汚染の未然防止や廃棄物処理業の従業員への安全確保の観点から賛同する。排出事業者として法令順守を図る視点として、廃棄物の適正処理の継続を図ることが重要と認識している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 法令遵守の徹底: <ul style="list-style-type: none"> <li>o 廃棄物処理に関する法律や規則の改正に敏感になり、最新の法令を遵守</li> <li>o 特に、電子マニフェストの義務化や報告事項の変更には速やかに対応</li> </ul> </li> <li>2) 電子マニフェストの活用: <ul style="list-style-type: none"> <li>o 電子マニフェストの運用を確実に行い、情報処理センターとの連携を強化、処理状況の透明性を確保</li> </ul> </li> <li>3) サステナビリティの意識: <ul style="list-style-type: none"> <li>o 廃棄物のリサイクルの促進に努め、適正処理と再生利用の状況を把握し、適切な報告を実施</li> </ul> </li> </ol>	<p>賛同の御意見について、ありがとうございます。今後とも適切に法が運用されるよう努めてまいります。</p>
18	<p>第一種指定化学物質等取扱事業者は廃棄物処理業者が近隣住民の方々に安全・安心を明確に説明が出来る情報を提供することを義務づけて頂き、数年経った後から処理業者の責任を求めることのないようにしていただきたい。</p>	<p>廃棄物処理法施行規則第8条の4の2第6号における委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報が、事業者から処理業者に適切に伝達されるよう、引き続き制度の周知に努めてまいります。</p>

19	<p>排出事業者として今回の法改正に伴い、材料や副資材の調達、生産現場での工程管理、廃棄物委託事業者とのコミュニケーションなど、一気通貫で更なるレベルアップと浸透を図るためには時間を要するため、運用開始時期の配慮（概ね3年以上）をお願いしたい。</p> <p>1) 情報提供の複雑化:  o委託契約書に新たに追加されるべき事項が増えることで、必要な情報の把握や提供が複雑化  o特に、第一種指定化学物質に関する情報を正確に把握し、または、分析測定を行った上で契約に反映させるために一時的な業務負担増加への対応</p> <p>2) データ管理の負担増加:  o委託する産業廃棄物に含まれる化学物質の名称や量、割合を正確に管理する必要があり、データ管理の負担が業務効率の低下に対する回避を図るため追加コスト負担が必須</p> <p>3) 法令遵守の意識向上の必要性:  o第一種指定化学物質に関する法律や規則についての廃棄物処理に関わる業務従事者への教育・研修が必要、新たな規定に対する理解不足を継続的に解消し、法令遵守体制を維持することが重要</p> <p>4) 処理業者とのコミュニケーションの重要性:  o情報の誤伝達や不十分なコミュニケーションが適正処理を妨げるリスクを回避するため、委託先の処理業者との間で化学物質に関する情報を正確に伝達する手段の確保が相互で必要</p> <p>5) 監査・チェック体制の強化:  o新たな情報提供義務に対応するため、内部監査やチェック体制を強化する必要、追加のリソースやコストがかかるため、周期的に発生する業務負担増大の回避</p> <p>6) 製品の成分分析の必要性:  o委託する産業廃棄物に含まれる化学物質の分析が必要、外部の専門機関に調査依頼する必要で、追加のコストや時間の確保と予算の新規獲得が急務</p>	<p>これまでの関係者との協議において、皆様への周知等期間であるパブリックコメントから施行までの期間を1年程度とすることで了解いただきました。</p> <p>事業者の皆様が十分に御準備いただけるよう、施行までの期間において、説明会等を実施し、必要な情報の周知に努めてまいります。</p>
20	<p>今回の法改正に伴い廃棄物管理の実務担当者は法令順守の業務を行う上で、高度な専門知識と社内外との調整・折衝能力を確保するには時間を要するため、運用開始時期の配慮（概ね3年以上）をお願いしたい。</p> <p>1) PRTR制度の理解と影響  •PRTR法の概要: PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度は、特定化学物質の環境への排出量を把握し、管理の改善を促進するための法律、第一種指定化学物質と特定第一種指定化学物質が対象で測定や追跡が必要  •届出対象物質: 各事業所での取扱量が基準を満たす場合に届出が必要ですが、基準未達の物質も廃棄物には含まれるため、含有率把握のため評価が必要</p> <p>2) WDSへの記載義務  •新たな記載義務: 既存の多量のWDSを見直し、廃棄物処理業者に展開するため作業と調整の時間が必要  •業者への情報提供: WDSの見直しが必要となるため、廃棄物処理業者への情報提供や契約内容の更新の調整や社内審査の業務負担量が膨大</p> <p>3) 契約書の変更  •契約変更の頻度: PRTR物質が追加された場合、都度契約変更が必要になる可能性があり、これが業務に与える影響は大</p> <p>4) 情報の把握と管理  •物質の追加把握: PRTR物質が追加された場合、どのようにその情報を把握するかが課題、WDSの見直しや、関連する法令の動向を常にチェックする必要あり  •対応の実効性: ごく稀にしか発生しない場合の対応が難しいため、効率的な管理体制を構築する必要があり</p> <p>5) 実務上の懸念事項  •リソースの確保: WDSの見直しや契約書の変更に伴う業務負担が増加するため、リソースの確保が必要  •業者とのコミュニケーション: 業者との連携を強化し、情報共有を円滑に行う体制を整えることが重要  •法改正への柔軟な対応: 法改正に迅速に対応できるよう、社内の体制やプロセスを見直す必要</p>	
21	<p>連携する法令が「化学物質排出把握管理促進法」（以下PRTR法）で化学物質含有を判定するため、安全データシート（SDS）を起点とした情報から廃棄物の委託契約への反映を行う場合、以下のケースで困難が生じるため両法令の整合性を確認し、効果ある運用をお願いしたい。</p> <p>【想定されるケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥や焼却灰のように生産工程に付随する施設等から排出される廃棄物については、SDSの情報が活用できない。把握する為に515物質を測定する事は非現実的で運用は困難</li> </ul> <p>【情報伝達での運用上の提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以上の点を鑑みて自らが把握できるSDSの情報だけに絞り、PRTR法の取扱量の考え方に合わせた情報伝達の運用が望ましいと考える</li> </ul>	<p>本改正では、健康や環境に影響を与え廃棄物処理工程に関わる化学物質の混入による生活環境保全上の支障の発生の未然防止のため、健康や環境に影響を与える可能性がある化学物質の工場等からの移動量等を把握・届出するPRTR制度で届出が義務付けられている事業者が把握している第一種指定化学物質の移動量等の情報を廃棄物処理業者に提供する制度的措置としました。</p>
22	<p>廃掃法の諸規定をPRTR法と関連付けること自体に反対。  (理由)  PRTR法は何らかの直接規制を行う意図の法律ではないため、指定化学物質等を譲渡もしくは提供する場合の情報提供を規定する第14条の違反には罰則規定が無い。</p> <p>一方、今回の廃掃法施行規則改正案は、PRTR法第14条と同様に、指定化学物質等であるかの情報を引き渡し先に伝達する規定の追加であるが、廃掃法第12条6項もしくは第12条の2第6項からの委任事項であるため、違反した場合の罰則は法第26条第1号より三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金又はこれの併科である。</p> <p>今回の施行規則改正は、PRTR法第14条を廃掃法第12条第6項及び第12条の2第6項と結びつける効果を持つ。したがって、PRTR法第14条違反に対し、国会の議決を経ず、間接的であるものの懲役刑もしくは罰金以上の罰則を設けることに等しい。行政権が立法権の範囲に実質的に踏み込み、三権分立を危うくしている可能性がある。</p>	<p>排出事業者には、委託契約時に「当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項」を処理業者に伝達するよう規則第8条の4の2第6号へにより義務づけられており、適切に情報伝達が行われなかった場合、従来から罰則対象となり得ます。</p>
23	<p>今回の廃掃法施行規則改正は、意見具申の趣旨に沿っていない。  (理由)  今回の廃掃法施行規則改正の趣旨として、平成29年2月の中央環境審議会意見具申より「廃棄物の処理過程における安全性及び適正処理の確保の観点から、関連法令で規制されている物質を含む廃棄物について、より具体的な情報提供を義務付けることが見直しの方向性として示された」とある。ここで「関連法令で規制されている物質」の「規制」とは、処理過程の安全性及び適正処理の確保の観点を受けていることを踏まえると、枠組規制ではなく直接規制のことを指すと考えられる。</p> <p>PRTR法の手法は枠組規制であるため、PRTR法で規定される第一種指定化学物質等を廃掃法の規定に盛り込むことは、廃掃法見直しの趣旨に沿っていない。また、第一種指定化学物質の中には、生態系影響可能性が理由で指定されているものもある。こういった物質を処理委託する場合、PRTR物質であることを伝達することにより、処理過程においてこういった安全性や適正処理の確保が期待できるのか不明である。このように、処理業者にとって適正処理に向かう効果がほとんど期待できない改正であるにも関わらず、実務者に相当の業務負担を新たに課すことになる。</p>	<p>健康や環境に影響を与える可能性がある化学物質の工場等からの移動量等を把握・届出するPRTR制度で、届出が義務付けられている事業者が把握している第一種指定化学物質の移動量等の情報を、廃棄物処理業者に提供することで、廃棄物処理工程から化学物質が環境中へ流出することがない、適正な処理につながると考えております。</p>

<p>24 今回の改正に反対。本施行規則改正案を破棄するか、第一種指定化学物質取扱事業者及び施行令第5条各号に該当しないという制限を破棄するか、いずれかにするべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>「廃棄物の処理過程における安全性及び適正処理の確保」とはすなわち処理受託者の立場を重視したものであるが、一方、改正施行規則案では、第一種指定化学物質について「当該第一種指定化学物質等取扱事業者が使用し又は取り扱う特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第五条各号のいずれにも該当しない製品」という限定が付いている。この限定が付くことにより、委託者が第一種指定化学物質等取扱事業者でない場合、産廃処理業者が第一種指定化学物質を含む産業廃棄物の処理を受託しても、契約書に第一種指定化学物質の情報が伝えられない状況が発生する。この状況は処理受託側にとって混乱を生じさせる可能性が高く、したがって今回の規則改正が「廃棄物の処理過程における安全性及び適正処理の確保」する目的から逸脱することになる。</p> <p>本施行規則案を破棄するか、第一種指定化学物質取扱事業者及び施行令第5条各号に該当しないという制限を破棄するか、いずれかにするべきである。</p> <p>PRTR法は物質を規制するためのものなのか？</p> <p>本規則に違反した場合は廃掃法第12条第6項、もしくは第12条の2第6項違反であり、罰則規定は廃掃法第26条第1号より、三年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金に処し、またはこれを併科することとなっている。</p> <p>一方、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」第14条は、「指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時までに、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない。」とあるが、これの違反に対する罰則は無</p>	<p>健康や環境に影響を与える可能性がある化学物質の工場等からの移動量等を把握・届出するPRTR制度で、届出が義務付けられている事業者が把握している第一種指定化学物質の移動量等の情報を、廃棄物処理業者に提供することで、廃棄物処理工程から化学物質が環境中へ流出することがない、適正な処理につながると考えております。</p>
--	--

## パブリックコメントで頂いた御意見の概要及び回答

※提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	電子マニフェストで再生状況を報告したとしても、その報告が届くのは処理を委託した排出事業者とJWセンターのみである。再資源化に優れる産廃処理業者を探している排出事業者がその情報を見ることはないので、そのような産廃処理業者の利用促進には繋がらず、今回の目的である再資源化が活性化されることはない。	再生に係る情報の追加により、排出事業者責任の貫徹による適正処理の推進されるとともに、資源循環の促進に資する情報の蓄積と活用が図られ、再資源化の促進につながるものと考えています。
2	電子マニフェストに係る報告事項の追加は、産業廃棄物処理業者に大きな負担がかかるが、そのような負担をかけてでも実施すべき目的、大義名分があるはずである。 しかし、「改正の趣旨」には、これが改正の目的なのかなと思われることが書かれてはいるものの、明確には書かれていない。 「改正の趣旨」を意識すると、平成29年2月の中央環境審議会意見具申（以下「H29意見具申」という。）には、排出事業者が、再生利用が行われている状況を確認することは不適正処理の未然防止の観点から極めて重要とされているところ、現行の電子マニフェストに関する規定では再生利用の状況を把握するために必要な情報の報告義務は規定されていないことから所要の規則の改正を行うと読める。 ここでH29意見具申を確認したところ、「3(1)廃棄物の処理状況の透明性の向上」の「②見直しの方向性」には、「排出事業者が再生利用の状況を含めて最終処分が終了するまで一連の処理の確認をするよう促す」等の記載があるが、排出事業者が「確認するよう促す」とされているだけで確認方法については記載がない。つまり、電子マニフェストにより確認することとは記載されていない。 同じくH29意見具申の「3(2)マニフェストの活用」には、虚偽記載への対応や、普及目標の実現に向けた施策の計画的な推進についての記述があるものの、電子マニフェストへの再生利用等に関する報告事項の追加については記載がない。 つまり、今回の改正は、あたかもH29意見具申を根拠にしているかのように記載されているものの、H29意見具申を根拠にしていると明確には言えないと考える。	平成29年2月の中央環境審議会意見具申では、産業廃棄物の処理状況の透明性の向上に向けた見直しの方向性として、排出事業者が、再生することにより得た物のフローを含めて再生利用が行われている状況を確認することは、不適正処理の未然防止の観点から極めて重要であるため、それを促すよう指摘されています。 その処理の状況に関する確認にあたっては、処理を委託した産業廃棄物の保管状況や実際の処理工程等について処理業者とコミュニケーションをとりながら確認を行うことや、公開されている情報について不明な点や疑問点があった場合には処理業者に回答を求めることなど、法に基づき適正な処理がなされているかを実質的に確認することが重要です。 他方で、環境省では「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）を受け、当該確認の方法については、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することができる認められるのであれば、実地に赴いて確認することに限られず、デジタル技術を活用して確認することも可能としています。そして、その確実な実施のためには、排出事業者が電子的に廃棄物の処分方法等の確認が可能な仕組みを整備することが必要であると考えています。 電子マニフェストの目的は、排出事業者が、処理を委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら確認し処理責任を確保することや、産業廃棄物の不法投棄等の不適正事案の迅速な原因究明等であり、処分方法等を報告事項に追加し、排出事業者が自ら把握することで、当該目的の達成に一層寄与できるものと考えています。
3	「令和6年2月の意見具申においても、資源循環の促進の観点から、電子マニフェストの活用、廃棄物の処理方法や再生材の供給量などの情報収集の重要性が指摘されている」とのことであるが、具体的にどこに記載があるのか。また、国におかれては、今回の規則改正で得られる電子マニフェスト情報について、どのように解析し、どのように活用しようとしているのか。動静脈産業のマッチングを促進することにより、「資源循環の促進」を図ろうとしているのか。	令和6年2月の中央環境審議会意見具申「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について」の9ページ（III 主な施策（2）情報活用(a)マッチング促進のための施策）に以下のとおり記載されています。 「この際、事業者への負担を可能な限り軽減しつつ、必要な情報（例えば廃棄物の処理方法や再生材の供給量など）を収集するため、既に情報が整理されているが集約化が進んでいない帳簿の記載情報や普及が進んでいる電子マニフェストを活用することが可能か、検討を行う必要がある。」 資源循環の促進のためには、地域ごとに資源循環の動態を把握し、きめ細かな施策を展開することが重要と考えます。そのためには各企業の廃棄物処理・資源循環に係る情報をデジタルシステム等により簡易かつ適時に積算し、地域の状況を迅速に把握できるようにすることが有効となります。 電子マニフェストは、産業廃棄物の排出・処理データが電子的に蓄積された産業廃棄物に係るビッグデータであり、これを有効に利活用することは、動静脈産業のマッチングの促進等に繋がると考えます。 本規則改正により追加される情報は、改正規則第8条の36の報告によらず、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運用する地方自治体向け電子マニフェストBI（ビジネスインテリジェンス）ツールを通じて、地方自治体により活用しやすい方法で提供する予定です。 電子マニフェストに処分方法や再生に係る情報が追加されれば、廃棄物の処理・資源循環の態様が地域ごとにも全国的にも簡易かつ適時に把握できるようになり、資源循環の促進に大きく貢献できると考えます。
4	規則改正の目的を「1 排出事業者責任の貫徹」と「2 資源循環の促進」と推察して、それぞれの目的に照らして、1については、排出事業者による実地調査の際に産業廃棄物処理業者に再資源化の方法や年間の再資源化量を確認することが最適、2については再資源化量を記載した帳簿をインターネットで公表することが最適と考えた。そして、それらはいずれもH29意見具申、R6意見具申を背景とした施策と言える。 国におかれては、こうした指摘については、すべて議論済なのであろうか。 この問いに答えられるよう十分検討済で、電子マニフェストへの項目追加が最適との結論を得たということであれば、是非、その議論の過程を公開していただきたいと思う。 令和6年9月の小委員会で議論を開始し、令和6年12月の部会で方針を示しているが、こうした指摘に対して十分な検討がなされたとは思えず、あまりにも急ぎ過ぎの感がある。 公布を急がなければいけない理由があればご説明いただきたいし、理由がないのであれば、公布を急がずに、ここは一旦立ち止まって、小委員会、部会において、正しい情報を委員の皆様にご提供の上、慎重に議論していただきたい。	排出事業者による現地確認には、処理状況の確認として「処分方法」、及び「処理後物（廃棄物及び再生された物）」の確認も含まれるものであり、その確実な実施のためには、排出事業者があらかじめ、処分方法等について把握しておくことが必要であることから、この度、現地確認とあわせて排出事業者が処分方法等を電子マニフェストで把握することを可能とするものです。 電子マニフェストに処分方法や再生に係る情報が追加されれば、廃棄物の処理・資源循環の態様が地域ごとにも全国的にも簡易かつ適時に把握できるようになり、資源循環の促進に大きく貢献できると考えます。 環境省としては、本規則改正による電子マニフェストへの項目追加が、排出事業者責任の貫徹と資源循環の促進に有効な手段と考えています。
5	報告対象は処分受託者が処分した内容及び最終処分の情報までに限定すべきではないか。または任意項目とすべきではないか。	マニフェスト制度の目的は「その産業廃棄物の処理の流れを自ら確認し、処理責任を確保すること、産業廃棄物の不法投棄等の不適正事案の迅速な原因究明等」であり、最終処分又は再生を行うまでの全ての処分方法等を把握することで、当該目的の達成に一層寄与できると考えられます。なお、再生に係る情報の報告は、排出事業者から一次処理を委託された処分受託者が、二次処理以降の情報もあわせて行います。
6	排出事業者が再生することにより得た物のフローを含めて再生利用が行われている状況を確認することは、不適正処理の未然防止の観点から極めて重要であり、これについては、排出事業者責任を全うするために取る行動であることは間違いない。しかし、今回の追加事項を行うことによりこの責任を遂行できるとは全く思えない。	
7	本改正の趣旨に含まれていないのに、なぜ最終処分も規制対象に含んでいるのか。それとも、本改正において最終処分の場合は対象外として考えてよいのか。	現行の規則においても最終処分終了時の報告に係る規定はあるものの、最終処分や再生された物の量の報告規定がなかったため、本規則改正により最終処分又は再生を行うまでのすべての処分について、報告の対象としています。
8	「処分後の産業廃棄物又は再生される物の種類及び量」を記載必須としているのはなぜか。産業廃棄物の処理状況の透明性向上のために項目を追加するのであれば、事業者名及び処理方法が明確になっていれば十分ではないか。	電子マニフェストによる処分後の産業廃棄物又は再生される物の種類及び量の把握は、廃棄物の処理の流れを定量的に把握することに繋がり、適正処理されていることをより確実に担保することが可能となります。また、産業廃棄物処理業者にとっても自らの処理・再生に関する定量的な把握を行うことになり、処理プロセスの見直しや効率化に寄与するものと考えています。
9	目的が曖昧で明確化されていない。再資源化の情報の収集をしたければ、他に色々なやり方があるにもかかわらず、マニフェストに記載する意味合いが理解できない。	
10	一次マニフェストに記載される再資源化量は誤差を含み、年間値まで積算すると実態とは大きな差が生じる可能性が高く、産廃処理業者に多大な負担をかけて入力したデータが有用ものとなり得るのか、排出事業者に再生利用の実態として知らせても大丈夫な数値なのか疑問に思う。このように大きな誤差を含む数値は、規則第8条の34の3の2第4号でいう「的確」な数量になり得ないと考える。	過去の実績等を参考とするなど、一定の合理性の下で算出した数量であれば、廃棄物の処理の流れを定量的に把握できることから、適正処理につながると思います。

11	「再生利用の情報を把握するための必要な情報」が排出事業者にまでフィードバックされることは排出事業者から見た“間接的な”再生利用状況の把握につながるため有効である。	法第12条第7項では、排出事業者は委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしています。排出事業者は産業廃棄物の処理を他人に委託した場合であっても、二次委託処理を含め、排出事業者に処理責任があることに変わりはありません。
12	有価で売却されなかったものを中間処理業者が排出事業者として「焼却（熱回収）」する場合の委託先は本来の排出事業者は把握していない。この「更なる中間処理」プロセスの情報をmanifestoに表す、ということは本来の排出事業者にとっても有益な情報である。	
13	中間処理業者からの更なる中間処理業者への委託（二次委託処理）については排出事業者も知っておくべき範疇ではあるが、実際には契約関係はなく、従来のmanifestoには記載されていない情報であることもあってオープンになっていない。二次委託処理における排出事業者の管理責任の範囲を明確にする必要があるのではないか。	本規則改正により、排出事業者の処理責任が貫徹されることが重要であると考えています。
14	manifestoシステムの目的は廃棄物の適正処理の担保と追跡性の見える化であるはずである。追跡性は何がどこに行ったかであり、これに定量的要素であるどれくらいの量がいったのかを数量で示すことは適正処理の担保を阻害します。	排出事業者が、委託した産業廃棄物の最終処分に至るまでの再生を含めた処理状況を、追跡性のみならず定量的観点も加えて確認することは、排出事業者の処理責任を貫徹し、不適正処理を未然に防止するために極めて重要であると考えています。
15	電子manifestoによる報告ではなく、産廃ネットで再生状況を公表するルールとしてはいかがか。産廃ネットであれば、探している排出事業者も自由に閲覧できるので、排出事業者に対する有効なアピールになり、再資源化の促進に繋がるのではないかと考える。	
16	排出事業者が廃棄物処理の全体像を把握する方法としては、電子manifestoを活用するより、排出事業者が委託先の産業廃棄物処理業者に現地確認をした際に、自ら排出した廃棄物の処分方法や年間での再資源化量、最終処分量をヒアリングする方が正確な情報が得られると考える。この方法であれば、今回の改正の対象とされていない紙manifesto分についても把握できるというメリットもある。なお、H29意見具申には排出事業者による一連の処理を確認するよう促すことから、排出事業者による現地確認もH29意見具申を背景としていると言える。	排出事業者による現地確認には、処理状況の確認として「処分方法」、及び「処理後物（廃棄物及び再生された物）」の確認も含まれるものであり、その確実な実施のためには、排出事業者があらかじめ、処分方法等について把握しておくことが必要であることから、この度、現地確認とあわせて排出事業者が処分方法等を電子manifestoで把握することを可能とするものです。排出事業者の処理状況確認の義務履行にあたっては、処理業者への直接訪問による確認がなされている場合が多いところ、処理業者から排出事業者へ処分方法等の情報を提供できるよう電子manifesto制度を改正することにより、処理業者にとっては排出事業者の訪問対応への負担が軽減されることが見込まれます。
17	排出事業者は処理場の現地確認をしておきその時に別帳票で状況把握することで本来の目的はクリアできる。	環境省では「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）を受け、当該確認の方法については、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することができると認められるのであれば、実地に赴いて確認することに限られず、デジタル技術を活用して確認することも可能としています。そして、その確実な実施のためには、排出事業者が電子的に廃棄物の処分方法等の確認が可能な仕組みを整備することが必要であると考えています。
18	今回の追加事項についても虚偽記載を目的に進められたら真実を把握するのは不可能。不適正処理及び適正なリサイクルを進めるのが「目的」であれば「排出事業者が事業者責任として適宜、自ら現場を必ず確認し報告をあげる」ことをすれば処理業者は虚偽記載や処理内容を誤魔化すことは出来なくなる。この内容は今もあるが、もう少し強化できないか。	
19	まずは、電子manifestoの使用義務者である特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の処理を委託している分から義務及び処分に関して罰則の適用として試行してはどうか。	処分方法ごとの処分量等の情報（改正省令第8条の34の3の2第1項～第4項までの項目）は、従前から帳簿の法定記載項目とするなど、適正処理の確保のために必要な事項としているところですが、事業者負担を考慮してこれまでmanifestoの法定記載事項とはしてきませんでした。
20	現行法に記載が無い項目について、電子manifestoを使用する業者にのみ義務を課すのはおかしいのではないか。	本規則改正に合わせて、電子manifestoシステムで容易に算出できるようにシステムを改修することで、電子manifestoにおいて、処理業者の大幅な負担増とならないようにすることが可能なため、電子manifestoに限り法定記載事項として追加することとします。
21	改正省令第8条の34の3の2における、第1項～第4項までの項目を、必須項目ではなく任意項目として欲しい。	
22	資源循環の全体像を把握するには、電子manifestoへの報告事項の追加よりも、帳簿の記載事項のうち「処分方法ごとの処分量」に再資源化量を記載すべきことを明確化させて、帳簿をインターネット等で公表した方が、産業廃棄物処理業者の負担が少なく、排出事業者にとっても有用なデータが得られると考えられる。	廃棄物処理法第14条第17項において準用する法第7条第15項で規定された帳簿では、処分方法及び処理後物（廃棄物）が法定記載事項となっており、当該事項は適正処理の確保のために必要な事項であると考えられますが、事業者負担を考慮してこれまでmanifestoの法定記載事項とはしてこなかったものです。再生された物の量の把握は、廃棄物の処理の流れを定量的に把握することに繋がり、適正処理されていることをより確実に担保することが可能となります。また、産業廃棄物処理業者にとっても自らの処理・再生に関する定量的な把握を行うことになり、処理プロセスの見直しや効率化に寄与するものと考えます。さらに、再生された物の数量についても、電子manifestoであれば受入量及び処理後物（廃棄物）を入力することで容易に算出可能です。電子manifestoにおいては、処分委託者の大幅な負担増とならないようにすることが可能なため、電子manifestoに限り法定記載事項として処分方法及び処理後物の量（再生された物を含む）を追加します。
23	電子manifestoを利用して処分報告する分において、帳簿の備え付け及び自治体への年間報告（処分量の報告）を不要として欲しい。	電子manifestoを利用した場合も産業廃棄物に係る帳簿の備え付け、記載及び保存義務の適用がありますが、帳簿の備え付け、記載及び保存方法については、受渡確認票又はデータのダウンロードにより帳簿に代えることも可能です。本規則改正により電子manifestoの報告項目に再生に係る情報を追加することで、電子manifesto上の情報が帳簿の法定記載事項を網羅することになります。なお、本規則改正により電子manifestoシステム上に処分量の報告データが蓄積され、自治体も確認可能となることから、処分量報告等へのデータ活用について、自治体へ周知していきます。
24	1次manifesto1件ごとに対し二次排出となる廃棄物を含む再資源化品目の数量を正確に割り出すことは現状不可能であり、将来についても現場作業の工程を今以上に増やすことになり人員・時間・労力どれをとってもとても現実的には考えられない。それでも施行という場合、弊社に於いては正確に数字を出すことができない為、報告できたとしてもおおよその数字での報告になると予想され、それが虚偽の報告になってしまうのではないかと懸念される。また、それでも良いと言うのであればそれはそれで甚だ疑問が残る。	処分方法ごとの処分量及び処分後の産業廃棄物又は再生された物の数量については、実測により把握することが困難な場合には的確に算出できると認められる方法により算出される量の報告も可能としています。その算出方法については、施行通知等で改めてお知らせします。
25	排出物が複合的なモノである場合、最終処分業者は他者からの類似のものと集約し処分したり、サーマルエネルギー（炭価）調整のため一定の割合で他者からの異なる排出物を混合することがある。こういった工程を持つ処理業者の場合、新たな規定を満たす情報を集計するためには、仕組みの構築が求められ、少なからず負担となることが想定される。	
26	透明化を図るには画期的かもしれないが、ほかの廃棄物と合わせて処理を行っているのにどのくらい減ったのかの根拠を示すのは難しいのではないか。	
27	資源循環のための手分解すると資源の種類と行先が増え、これを各種資源として計量することは非常に手間であり、資源の発生数量も多い場合も少ない場合もあり、全て計量すると廃棄物の処理速度は25%ほど落ちると考えられ、少ない数量の場合は計量器の最小目盛りが10kgであるため、誤差も大きくなる。地政学リスクより資源循環の重要性が大きくなっており、国力を増大させるために必要なことと理解はしているが、その目的のための手段が追加項目であるということは、適正処理の観点と処理速度の遅延から釣り合うことのない手段と考えている。	
28	各数量に記載の『的確に算出できると認められる方法』の具体的な方法の明記等を検討して欲しい。	

29	「当該処分量を的確に算出できると認められる方法」とは、どのような方法を想定しているのか。	処分受託者は、電子マニフェストごとに再生に係る情報を排出事業者に報告する必要があります。
30	各排出事業者または個別の廃棄物により再生割合は異なるものであり、例えばRPF製造による再生を例にすると各契約毎の再生割合は排出毎に大きく変わる。それらについて一色淡に再生割合又は量を報告するのであれば改正の意味が薄くなるし個別に出すのは現実的ではなく中間処理側の負担が大きい。また、それに要する費用を排出事業者から回収できず事業採算への影響も大きい。	再生された物や中間処理後の産業廃棄物の量を精緻に捉えるためには実測を原則としますが、これによることが困難な場合は、過去の一定期間に帳簿、売上記録等で把握される産業廃棄物受入れ量及び有価物として売却した際の売却量等から合理的な再資源化率をあらかじめ設定し、この率を用いて再生された物や中間処理後の産業廃棄物の量を算出する方法を想定しています。これにより、電子マニフェストごとの情報を報告する手間が軽減されると考えています。
31	定期的に排出される同じ品質の産廃なら一定の割合で再資源化率が求められるだろうが、不定期に排出される産廃はどのように計算をするのか。	
32	処分量及び数量について、「的確に算出できると認められる方法」とは、どのような方法が考えられるのか。処分現場の実情に応じて、具体的に例示すべきと考えるが如何か。	
33	各処分ごとの処分量記載の必要性に疑問を感じる。最終処分前の処分量は排出時の数量から大きくかけ離れた数字になると感じる。	各処分ごとの処分量として、一次処理の処分受託者は二次処理以降の処分量をマニフェストごとに案分した量で報告する必要があります。複数の電子マニフェストの廃棄物を合わせて処理する場合は、電子マニフェストごとの受入れ量に応じて案分することで、中間処理後物（中間処理後の産業廃棄物及び再生された物）の量を算出し、電子マニフェストごとに報告することになります。
34	複数の処理方法を有する産廃処理業者では、様々な産廃を複数の処理方法で処理しており、処理過程で混合することもある。よって混同後の再生状況しか把握することはできない。また連続的に大量の産廃を処理している産廃処理業者では、排出事業者ごとに再生状況を正確に把握することが出来ない。このような理由から、複数の処理方法を有し常に連続処理を行っている産廃処理業者にとっては、電子マニフェスト単位で再生状況を算出することは非常に困難である。仮に算出できたとしても、それは概算の数量であり、電子マニフェストで正確性に乏しい数量を報告することには不安を感じる。また、電子マニフェストごとの報告となると、大きな作業負担を強いられることになる。	しかし、実測値に基づいてそれぞれで再生された物の量を把握し、対応するマニフェストごとに案分することは実務上困難なケースが多いものと想定されます。そこで、過年度の実績データ等を踏まえて自社事業場における再資源化パターンを把握するとともに、二次処理以降の委託先における再資源化パターンについても情報を収集し、両者を合わせた再資源化パターンを設定しておき、基準重量（台貫で計測した受入量等）と掛け合わせることで、中間処理後物（再生された物、中間処理後の産業廃棄物）の種類ごとの量を算出できるよう、システム上で対応可能とする予定です。
35	複数の廃棄物を相互に利用して再生材を回収した際には、再生材に関する報告をどちらの廃棄物に紐づけるべきか、例示をいただきたい。例えば、成分として硫酸を含んだ廃液と、カルシウムを含んだ廃液を混合し、「中和処理」の結果、硫酸カルシウムを回収する場合、硫酸カルシウムはどちらのマニフェストに紐づけるべきか、想定される場合毎に例示いただきたい。	
36	最終処分が終了するまでのすべての処分について、「処分後の産業廃棄物又は再生される物の種類及び量」を入力するためには処分受託者が搬出した中間処理業者（二次処理業者）における減容率や有価物収拾量を把握しなければならない。廃棄物であるため常に減容率や有価物収拾量は変動すると考えられるため、把握は不可能ではないか。	
37	「当該処分量を的確に算出できると認められる方法により算出される処分量を含む」は、減容率をかけて算出することを想定しているのか。	廃棄物の組成・性状・等級などを考慮し、処分事業場ごとの実績（施設の処理量や稼働実績の記録簿等）から算出した処分方法比率をあらかじめ設定しておき、電子マニフェストごとの受入れ量と掛け合わせることで、処分方法ごとの処分量を算出します。
38	「的確に算出できると認められない方法」の場合、行政指導や改善命令の対象となり得るか。	的確に算出できると認められる方法は改めて施行通知等でお知らせする予定です。なお、二次処理先を含めた処分方法等が実際と異なることで、最終処分の日付や場所も異なるような場合は、今までどおり罰則が適用されます。
39	一次マニフェストの最終処分報告数量は、二次マニフェストから戻ってきた最終処分報告数量を確認した上で入力、一致させる必要があるか。	一次処理の処分受託者は、二次処理以降の処理実績の情報を収集し、報告する必要があります。受け入れの都度二次処理以降の情報を収集することは困難と想定されるため、一次処理の処分受託者は、二次処理以降の処分パターンについてもあらかじめ情報収集して処分パターンを設定しておき、基準重量（台貫で計測した受入量等）と掛け合わせることで、中間処理後物（再生された物、中間処理後の産業廃棄物）の種類ごとの量を算出できるよう、システム上で対応可能とする予定です。
40	各数量の算出方法の一例として、一定期間における①処分前重量と②処分後重量から減容率②①を算出した上で、排出事業所ごとの処分前重量受託量に算出した減容率を乗算するといった方法もあるが、それらの数値はあくまで参考値であり実態とは乖離が生まれる為、目的である『処理状況の透明性の向上』に寄与するものかは疑問。	複数の電子マニフェストの廃棄物を合わせて処理する場合は、電子マニフェストごとの受入れ量に応じて案分することで、中間処理後物（中間処理後の産業廃棄物及び再生された物）の量を算出し、電子マニフェストごとに報告することになります。 過去の実績等を参考とするなど、一定の合理性の下で算出した数量であれば、廃棄物の処理の流れを定量的に把握できることから、適正処理につながると考えます。

41	混合廃棄物については同一の排出事業者でもその時々で性状が一定ではないケースも考えられ、1件1件に対して『処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量』を的確に報告することは現実的に困難である。	廃棄物の組成・性状・等級などを考慮し、処分事業場ごとの実績（施設の処理量や稼働実績の記録簿等）から算出した処分方法比率をあらかじめ複数設定しておき、性状に応じた処分方法比率を電子マニフェストごとの受入れ量と掛け合わせることで、処分方法ごとの処分量を算出します。 過去の実績等を参考とするなど、一定の合理性の下で算出した数量であれば、廃棄物の処理の流れを定量的に把握できることから、適正処理につながると考えます。
42	再生された物の種類の報告は、どの程度を想定しているのか。プラスチックであれば、サーマル・マテリアル・ケミカルのレベルまで情報処理センターに報告されるのか。	再生された物の種類の報告は、中間処理後に生じた物が再資源化物（再生された物）の場合、新たに策定する再資源化物の分類区分により報告することになります。その分類区分は、生じた物の用途に基づいた区分とし、改めて施行通知等でお知らせします。
43	混合廃棄物などの場合、受入れの都度その組成割合等を確認することは不可能である。排出事業者において組成ごとの品目とその割合（重量）をあらかじめ電子マニフェスト上に登録する運用が望まれる。	混合廃棄物の場合でも、受け入れ時に把握可能な組成割合を反映したパターンを選択し、受け入れた混合廃棄物を中間処理した後に生じた産業廃棄物又は再生された物の種類を把握し、報告することになります。
44	廃棄物処理法施行規則第8条の18に特管産廃の帳簿の記載事項が規定されているが、例えば「特管の廃油」の中間処理では焼却が行われており、焼却後にはごく少量の「燃え殻」や「ばいじん」しか残らない蓋然性が高い。当初の委託処分量から相当量が「目減り」した状態で、路盤材などに再生された場合に持出量をどのように算出するべきかを合理的に示す必要がある。定期報告との整合性を考慮すれば、やはり「重量」での管理が理想である。	電子マニフェストへの入力に当たっては、体積（m <sup>3</sup> ）単位など、重量以外の単位での入力も認められていますが、再生に係る情報の報告に当たっては、受け入れた廃棄物量を、重量単位で、できる限り実測値に基づいて把握することが重要となります。 そこで、処分受託者が処分終了報告を行う時点で、処分方法ごとの量、処理後物の量を算出する基準となる「基準重量」を決定します。基準重量は、マニフェストに「処分業者の受入量」のデータがある場合は、台貫等により実測されている可能性が高いと考えられる「処分業者の受入量」を基準重量とし、「処分業者の受入量」の入力がない場合は「収集運搬業者の運搬量」を、「収集運搬業者の運搬量」の入力もない場合は「排出事業者が登録した数量」を基準重量とします。基準重量が体積（m <sup>3</sup> ）単位等の場合は、換算計数で重量単位の廃棄物量に換算します。再生に係る情報の報告制度の導入は、排出事業者責任の貫徹を通じた産業廃棄物の適正処理の推進につながるものと考えています。
45	現在、紙マニフェストでも電子マニフェストでも、産廃の引取数量を車、式といったおおまかな単位で計上することが認められている。よって電子マニフェストで再生状況を評価しようとすると、処理前が1車で処理後が5トン等のように単位が異なり、再生状況を正確に評価できなくなることが予想される。もし処理前と処理後の単位を統一するのであれば、マニフェスト制度を見直さなければならなくなる。マニフェスト制度は本来産廃の適正処理を目的としたものであるため、異なる目的に利用することは再考した方が良いのではないのか。	データがある場合は、台貫等により実測されている可能性が高いと考えられる「処分業者の受入量」を基準重量とし、「処分業者の受入量」の入力がない場合は「収集運搬業者の運搬量」を、「収集運搬業者の運搬量」の入力もない場合は「排出事業者が登録した数量」を基準重量とします。基準重量が体積（m <sup>3</sup> ）単位等の場合は、換算計数で重量単位の廃棄物量に換算します。再生に係る情報の報告制度の導入は、排出事業者責任の貫徹を通じた産業廃棄物の適正処理の推進につながるものと考えています。
46	特に排出時の数量がm <sup>3</sup> であった場合、処分・最終処分でkg回答が来たとしても整合性が合わず、極端な数量であることにも気づきづらい。	
47	混合廃棄物の場合で、最終処分までの処理フローが、処分受託→二次処分業者→三次処分業者→四次処分業者→最終処分業者となる場合、二次処理業者において回収される金属がどの排出者の廃棄物からどれだけ回収されたのか把握することは難しく、三次処理業者以降になるとほぼ不可能となる。処分方法ごとの処分量はどのように把握すればいいのか。また、直接の委託関係のない処理業者で減量された場合、その量を把握する方法がないので、自動で把握できるような方法を検討して欲しい。	一次処理の処分受託者は、二次処理以降の処分方法ごとの処分量についても情報を収集し、報告する必要があります。二次処理以降が紙マニフェストの場合や、直接の委託契約のない処理業者で減量された場合も、その情報を収集し、報告する必要があります。 受け入れの都度二次処理以降の情報を収集することは困難と想定されるため、一次処理の処分受託者は、二次処理委以降の処分パターンについてもあらかじめ情報収集して処分パターンを設定しておき、基準重量（台貫で計測した受入量等）と掛け合わせることで、中間処理後物（再生された物、中間処理後の産業廃棄物）の種類ごとの量を算出できるよう、システム上で対応可能とする予定です。
48	二次処理業者への委託を紙マニフェストで運用した場合、処分方法ごとの情報をどのように把握すればいいのか。	
49	二次処分先以降の処分先で電子マニフェストでない（紙マニフェスト使用）場合、途中の処分先情報を把握するのが困難と感じる。	
50	一次マニフェスト上での中間処理業者では、混合廃棄物として排出している内訳について、その内訳品目の量を特定することは非常に困難である。	
51	紙マニフェストの記載事項も変更されるのか。	紙マニフェストの記載事項は変更されません。
52	電子マニフェストを使用しない紙の管理票（いわゆる紙マニフェスト）を使用しているものについては、今回の対象ではない、非該当という理解でよろしいか。	排出事業者が産業廃棄物を排出する際に電子マニフェストを使用した場合が対象となります。
53	処分のプロセス間での廃棄物の移動量が見える化されたことで、企業努力により高度・高効率な中間処理をおこない有価売却につなげた業者に対して排出事業者が有価売却を理由に委託処分料の値下げを求めるトリガーになる可能性はある。	再生された物について、その利用先・売却先の名称、所在地等の情報は電子マニフェストに係る報告事項の対象外です。
54	何を、どこに、どれくらい、いくらかで売却したかのデータを帳簿で管理している場合、これを活用するという手段では目的の達成はできないのか。	
55	再生された物の販売先は機密情報であるため、その情報開示は対象外として頂きたい。	
56	「再生された物」について、その利用先・売却先に関する名称、所在地等の情報は「電子マニフェストに係る報告事項」の対象外であることの確認をお願いしたい。	
57	処分受託者による再生に係る情報で未報告・虚偽報告に罰則が付されないのでは改正省令の目的を希釈させる要因にならないか。	再生に係る情報は、一定の合理性の下で算出した数量の報告も可能としており、報告後に実測値が得られた場合や算出方法の変更等による報告値の修正を処分受託者の判断で行うことが想定されるため、罰則規定の適用を除外しています。
58	罰則規定の適用は、施設確認対応を行っている業者からすれば、さらに一次中間処理業者に負荷がかかるものであり、この負荷を排出事業者がコスト負担する仕組みまで作って欲しい。	本制度の趣旨も踏まえつつ、施行後の実態に応じた指導等を通じて制度運用を図っていくことが重要であると考えています。
59	処分受託者が処分委託した二次排出先が電子マニフェストを使用していた場合、二次排出先も「受託した産業廃棄物について最終処分又は再生を行うまでの全ての処分」を記載することとなり、報告内容が重複する。	再生に係る情報の報告は、排出事業者から一次処理を委託された処分受託者が、二次処理以降の情報もあわせて行います。
60	細分化されることで誤報告のリスクが上がるので、報告しやすい画面構成や修正に対しての緩和などを設けてほしい。	誤報告のリスクを少なくするため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにおいて処分受託者の入力手間軽減につながる電子マニフェストシステムの改良を予定しています。再生に係る情報の修正については、排出事業者の承諾を必要とせず処分受託者が修正可能となる改良を予定しています。

61	今以上に入力の手間が軽減されたり、具体的に誰に対してもわかりやすい状態で説明されなければ納得は得られない。	本規則改正により、処分受託者にとっては再生に係る情報を追加で入力する事務が増えることから、電子マニフェストシステムの改良や、わかりやすい手引きの作成等により、処分受託者の入力手間軽減につながる方策を検討し、施行通知等で改めてお知らせします。
62	出来るだけ簡素にお願いしたい。	
63	現状でも排出事業者の登録不備や各種EDIの対応に追われている中で重量の算出とそれぞれの確認作業に追われてしまう。	
64	強引に省令案を推し進め電子マニフェストの利用に伴う負担が増大してしまうと、電子マニフェストを利用せずに紙マニフェストを選択する産廃処理業者が増える危険性があるのではないかと。	
65	電子マニフェストを義務ではなく利用している処分受託者すべてに詳細な報告を義務付けるのは、電子マニフェスト導入を排出事業者へ推進するなど協力してきた業者にもさらなる負担をかけることになる。一次中間処理業者の負担を排出事業者がコスト負担する仕組みまで作って欲しい。	
66	今回の規則改正は、産廃処理業者に大きな負担を強いることになる。	
67	今後、電子マニフェストが複雑化し、専用ソフト等を予算面で導入できない中小産廃業者では不正が横行することにならないだろうか。運用する上であまりにも手順が多く、複雑化してしまうと中小産廃業者を中心に電子から紙へ戻ってしまうことも考えられる。利便性を求めて電子化したのに逆行しては何のために電子化したのか分からない。	
68	JWNETの入力方法について、十分に民間業者の声を聞き、反映していただきたい。	
69	排出事業者が再生利用含む処理過程を把握することは重要と思うが、電子マニフェストで確認できる運用については中間処理業者の事務業務の負担が大きく処理費増加要因の問題がある。仮に実施したとしても決められたフォームに記入できない内容など煩雑化も予想でき、負担をかけて得られる効果が低いと思う。	
70	建設系廃棄物は品目の種類が多いため、二次処理先が多く以降のフロー分岐も膨大となり、数量実績の登録は容易ではない。可能な限りフロー、数量実績の登録、接続に手間を要さない、簡素化も指標としてJWNETの改良を進めて頂きたい。	
71	JWNETの登録方法の説明を処分業者が行ったりしており、改正されれば何も知らない排出事業者から問い合わせが増える可能性があるかもしれない。	本規則改正により排出事業者の入力項目が変わることはありません。
72	委託契約書には二次処理業者以降の全ての中間処理業者の記載も必要になるのか。	委託契約書の扱いは従前どおりであり、排出事業者と処分受託者との委託契約書に、二次処理以降の全ての中間処理業者を記載する必要はありません。
73	施行前に試験的に行うことはしないのか。いきなりの施工だと、スムーズに対応することは困難である。	令和9年4月の施行時に処分受託者がスムーズに対応できるよう、令和7年度中に再生に係る情報を任意項目として入力可能となるように、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにおいて電子マニフェストシステムの改修を行い、公開する予定です。
74	法施行に間に合わすため、可能な限りJWNETの項目追加に関する改良の内容を決定、通知をして欲しい。決定の通知、関係ASP業者の改良対応に時間を要する場合には、施行時期の猶予の検討をお願いしたい。	
75	処分業者が手間暇かけて報告した内容を、なぜ都道府県知事への報告から除外するのか。その報告内容を、どう活用するかは各自治体の判断に任せるとしても、報告内容から除外すべきではないと考える。	本規則改正により追加される情報は、改正規則第8条の36の報告によらず、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運用する地方自治体向け電子マニフェストBI（ビジネスインテリジェンス）ツールを通じて、地方自治体により活用しやすい方法で提供する予定です。
76	再資源化事業等高度化法においては、特定産業廃棄物処分業者に対して再資源化の実施の状況を報告させることとしているが、こちらとの関係はどのように考えているのか。同法に基づく報告に加えて、電子マニフェストへの報告事項の追加を重ねて実施させることの必要性についてどのように考えているのか。	再資源化事業等高度化法において特定産業廃棄物処分業者に義務付ける再資源化の実施の状況の報告は、毎年度1回、報告する年度の前年度の処分を行った産業廃棄物の数量及び再資源化した産業廃棄物の数量等を、環境大臣に対して報告するものです。廃棄物処理・リサイクル業が再資源化した廃棄物の種類・量に関する個別企業ごとの情報を国が集約・公表し、資源循環の促進に向けた情報基盤を整備することを目的としています。他方、電子マニフェストへの報告事項の追加は、受入れの都度、受入れた産業廃棄物の再生に係る情報を排出事業者に対して報告するものです。再生された物の量の把握は、廃棄物の処理の流れを定量的に把握することに繋がり、適正処理されていることをより確実に担保することが可能となります。また、産業廃棄物処理業者にとっても自らの処理・再生に関する定量的な把握を行うことになり、処理プロセスの見直しや効率化に寄与するものと考えます。
77	再資源化を含めた最終処分までの項目を追加し入力した所で、その情報が虚偽ではない証明にはならない。	本制度の趣旨も踏まえつつ、施行後の実態に応じた指導等を通じて制度運用を図っていくことが重要であると考えています。
78	細分化した報告を求められているとしても罰則がないので形骸化する恐れがある。	
79	サーキュラーエコノミーの推進にあたって、再資源化が進んでいる廃棄物処理業者への補助制度、排出事業者に対する委託した廃棄物のうち再資源化された割合を報告する制度の導入など、再資源化を推進している処理業者にインセンティブを与える制度の導入が有効と思われる。	
80	産業廃棄物処理業者に大きな負担をかけて、再資源化情報を収集し、大きなデータベースができたとして、誰が解析し、活用することになるであろうか。また、産業廃棄物として排出されたもの以外にも、一般廃棄物として排出されたものや有価物として取り引きされたものから、再資源化されるものがあり、資源循環の全体像を把握するには、本来はそれらすべてを把握する必要がある。これに対して、「電子マニフェスト化率が80%を超えているから、電子マニフェストへの報告事項の追加だけでも資源循環の全体像が概ね把握できる」とのお考えもあるかもしれないが、電子マニフェスト化率は電子マニフェストと紙マニフェストの合計値を5,000万件と仮定して算出された推計値である。	令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率を2030年度までに75%にすることを新たな目標として掲げました。引き続き、電子マニフェスト加入促進のため、操作体験セミナーや産業廃棄物の適正処理に資する業種別事例集の作成等による普及促進を図っていきます。
81	法改正の意図を反映させるためにも、さらなる電子マニフェストの普及が進むような施策の検討が必要。	
82	「不適正な処理が散見されている状況である」とあるが、具体的に何件発生し、年間どのくらい増えているのか減っているのかのデータを示していないので進める理由がはっきりしていない。	不法投棄の新規判明件数は、ピーク時の平成10年代前半に比べて、大幅に減少している一方で、令和5年度で年間100件、総量4.2万トン（5,000トン以上の大規模事案2件、計2.6万トン含む。）もの悪質な不法投棄が新規に発覚し、いまだ跡を絶たない状況です。不適正処理についても、令和5年度で年間121件、総量5.0万トン（5,000トン以上の大規模事案1件、計0.5万トン含む。）が新規に発覚しており、いまだ撲滅するには至っていません。